

常総市トライアル・サウンディング実施指針

1. 趣旨

人口減少社会に対応した効率的な施設運営を実現するため、市では公共施設を経営的視点で捉え、維持管理コストの最少化と施設の有効活用を図る公共施設マネジメントを推進しております。

市では、これからの行政経営に欠かすことのできない公民連携を推進するため、民間事業者との「対話」を通じた市場調査（サウンディング型市場調査）を実施しております。

今後は、民間事業者の持つ優れたアイデア・ノウハウの活用とスピード感への対応をより強化するため、実際に公共施設を暫定利用してもらいながら、従来の市場調査プロセスを兼ねる制度（以下「トライアル・サウンディング」といいます。）を制定し、必要事項を定めるものです。

2. 制度概要

トライアル・サウンディングは、市が保有する公共施設等の暫定利用を希望する民間事業者を募集し、一定期間、実際に使用してもらう制度です。

市は、民間事業者の事業集客力、信用、施設との相性などを確認することができ、民間事業者は、立地、使い勝手、採算性などを確認することができます。

なお、利用希望者の募集は別途行うこととします。また、トライアル・サウンディングへの参加実績は、後の選定プロセスに一切の影響を及ぼすものではありません。

3. 事業概要

(1) 事業名称

常総市トライアル・サウンディング

(2) 事業スキーム

ア 暫定利用の受付

暫定利用を希望する民間事業者から、提案を受け付けます。

イ 提案審査

提案内容を審査します。

ウ 使用許可

採用となった事業については、行政財産使用許可証を発行します。

なお、行政財産使用料は、原則免除とします。

エ 暫定利用

許可内容に応じた暫定利用を行っていただきます。

オ モニタリング・ヒアリング

暫定利用期間中及び終了後に、モニタリング・ヒアリングを実施します。

4. 募集要項の作成

暫定利用を希望する民間事業者を募集する際は、対象となる公共施設および必要事項等を定めた募集要項を作成します。

5. 参加資格条件等

(1) 参加者の条件

ア トライアル・サウンディングにより暫定利用を希望する者（以下「利用希望者」といいます。）は、申請内容を実行する意思と能力（資格）を有する民間企業、NPO 法人等の法人、個人事業主または任意団体とします。

イ 利用希望者は、単独またはグループ（複数の企業・団体等の共同体をいいます。）とし、グループで応募する場合には、参加表明時に利用希望者の構成員全てを明らかにし、各々の役割分担を明確にすることとします。

(2) 利用希望者の除外要件

次のいずれかに該当する利用希望者は、トライアル・サウンディングに参加することはできません。

(ア) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者。

(イ) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立て（同法附則第 2 条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係る同法による改正前の会社更生法（昭和 27 年法律第 172 号）第 30 条の規定による更生手続開始の申立てを含む。）がなされている者。

(ウ) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申し立てがなされている者。

(エ) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又はその構成員の統制下にある者。また、暴力団員及びその利益となる活動を行っている者が含まれている者。

(3) 応募に関する留意事項

ア 費用負担

応募に関する全ての書類の作成および提出に係る費用は、利用希望者の負担とします。

イ 提出書類の取り扱い・特許権等

(ア) 提出書類の著作権は、利用希望者に帰属しますが、提出書類は返却しません。

(イ) 利用希望者の提出書類については、提案審査以外で利用希望者に無断で使用しません。また、第三者に情報を漏らしません。

(ウ) 提案内容に含まれる特許権, 実用新案権, 意匠権, 商標権等の日本国の法に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法, 工事材料, 施工方法, 維持管理方法等を使用した結果生じた責任は, 提案を行った利用希望者が負うものとします。

ウ 法令等の順守

提案にあたっては, 事前に利用希望者の責任において関係法令等を確認し, 事業実施時における法令適合のリスクは暫定利用者に帰属することとします。

エ その他

その他, 応募にあたって必要な事項がある場合は, 別途「募集要項」に定めることとします。

6. 申請方法

(1) 書類提出

利用希望者は, 次の書類を提出するものとします。

(ア) 行政財産使用(更新・変更)許可申請書

(イ) 事業概要(任意様式)

「①利用希望者名, ②施策の名称, ③事業内容, ④スケジュール」を必須事項として記載してください。

(ウ) 誓約書

(エ) 利用希望者等に関する基本事項

(2) 事前相談等

ア 事前相談

(ア) 提出書類作成のために, 事前相談を受け付けます。

(イ) 事前相談を希望する場合は, 事前に事務局と日程調整を行ったうえで行うこととします。

イ 現地調査

(ア) 提出書類作成のために現地(施設)調査を希望する場合は, 事前に事務局へ連絡し日程調整を行ったうえで行うこととします。

(イ) 現地調査にあたっては, 施設管理者および利用者への迷惑を及ぼさないこと, 施設運営に支障のない範囲で行うこととします。

7. 提案要件

(1) 提案内容

提案内容は, 次の全てに該当するものとします。

(ア) 募集要項に記載の公共施設に関するものとします。

(イ) 確実に実施できる利用内容とします。

(ウ) 公共施設等を利用する市民等の利便性, サービスが向上する利用内容であること。

(エ) 暫定利用にあたって、市の財政負担を求めるものではないこと。

(2) 提案の対象外

次に掲げるものは提案の対象外とします。

- (ア) 政治的または宗教的活動
- (イ) 青少年等に有害な影響を与える物販、サービス提供等
- (ウ) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される行為
- (エ) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）」第2条第5号に規定する指定暴力団等の活動
- (オ) 公序良俗に反し、または反社会的な破壊の恐れがある活動
- (カ) その他、市が公共施設との関連性が低いと判断する行為

(3) 提案内容の期間

提案内容の期間は、本市が許可した期間とします。

(4) 提案の資金調達・報酬等

暫定利用に係るすべての経費は、暫定利用者が負担するものとします。

8. リスク分担

(1) 責任およびリスク分担の考え方

トライアル・サウンディングにおける責任及びリスク分担の考え方は、暫定利用者が実施する事業については、暫定利用者が責任を持って遂行し、事業に伴い発生するリスクについては、原則として暫定利用者が負うものとします。

9. 提案審査

(1) 提案審査

提出書類に基づいて、公共施設等を所管する課において、審査を行います。
なお、必要に応じてヒアリングを実施します。

(2) 審査結果の通知

- ア 使用許可となった暫定利用者に対し、行政財産使用許可証を発行します。
- イ 審査結果に対する異議は申し立てることができません。

10. 事業実施

(1) 事業実施

行政財産使用許可証が交付された暫定利用者は、許可証に記載された条件のとおり公共施設等を使用し、申請した利用内容に応じた事業を実施することができます。なお、使用期間中は、行政財産使用許可証を携行するようにしてください。

(2) 事業の中止

申請した利用内容に反するなど、トライアル・サウンディングの目的から逸脱し、市からの再三の警告等が発せられても改善が見られない場合は、暫定利用を中止していただく（行政財産使用許可取消通知書を発行する）ことがあります。

1 1. モニタリング・ヒアリング

(1) モニタリング

使用期間中に事務局が実施するモニタリング調査について、暫定利用者は協力することとします。

(2) ヒアリング

暫定利用期間が満了した後に、ヒアリングの場を設けることとします。その際に、暫定利用者は使用実績等をまとめた資料を市に提出するものとします。

1 2. その他

この指針に定めるもののほか、トライアル・サウンディングの施行に関し必要な事項は、別に定めます。

付則

この指針は、平成31年3月11日から施行します。